

京都市告示第615号

次の道路の一部区間について、道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を廃止し、同法第48条の13第2項の規定に基づき、自転車及び歩行者専用道路に指定し、同法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年3月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
指定する期日 告示の日
路線名並びに指定する道路の部分

路線名	区間
梅小路通	下京区七条御所ノ内南町108番地地先から 同町107番地地先まで

(建設局土木管理部道路明示課)